

令和4年2月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料**(その4)  
~~~~~

徳島県警察本部

目

次

I 提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
（1）条例案	1
ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	1
イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	2

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われることに鑑み、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、改定を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

(a) 期末手当の引下げ

6月期及び12月期の支給割合を「100分の127.5」から「100分の120」に引き下げることとした。

(b) 令和3年度期末手当の改定相当額の減額調整

令和3年12月に支給された期末手当の額に「127.5分の15」を乗じて得た額を減じることとした。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(a) 期末手当の引下げ

6月期及び12月期の支給割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に引き下げることとした。

(b) 令和3年度期末手当の改定相当額の減額調整

令和3年12月に支給された期末手当の額に「167.5分の10」を乗じて得た額を減じることとした。

(ウ) 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部が改正され、期末手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用警察職員の期末手当について改定を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

a 期末手当の引下げ

6月期及び12月期の支給割合を「100分の127.5」から「100分の125」に引き下げることとした。

(ウ) 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。